

「オンライン健康相談の方法は?」「オンラインでのヘルスアセスメントは?」

「登校できない子供たちとつながりたい」「今すぐやってみよう!」

—今必要な内容をQ&Aで盛り込んだマニュアル—



「オンライン健康相談」マニュアルQ&A概要版

発行：日本健康相談活動学会理事会

「オンライン健康相談Q&A」作成にあたって

日本健康相談活動学会理事長 三木とみ子

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)では、教諭に「オンライン授業」が提言されている。養護をつかさどる養護教諭についても、時代の変化に伴い、子供の命と健康を守り育てる観点から、オンラインによる健康相談が求められる。本学会の調査(第3回COVID-19に伴う養護教諭の実践に関するアンケート)では、学会に期待する取り組みとして「オンライン健康相談」が上位であった。コロナ禍の状況下、なんとか子供の相談にのりたい!つながりたい!という養護教諭の願いが反映していると思われる。

また、日本養護教諭関係団体連絡会の調査(養護教諭や保健室におけるパソコンやICTに関する調査)では、オンライン健康相談の必要性があってもその方法がわからないという課題が明らかになった。

コロナ禍において多種の変異株による感染症等は、今後も発生することが考えられる。また、感染症のみならず、災害や貧困、メンタルヘルス等の理由として学校や保健室に来ることができない子供の増加も危惧される。

これらは、心の健康問題と共に身体的不調を抱えてことが多く、養護教諭がこうした子供たちとつながっていくための方策が喫緊の課題である。まさに、「オンライン健康相談」は養護教諭の専門性に基づく教育スキルといえる。

これらの状況を踏まえ、「オンライン健康相談」の在り方を本学会理事会のもとにワーキング委員会をたちあげ、～オンライン健康相談マニュアルQ&A～の資料作成公表することとなった。学会設立の趣意書にあるように、今を生きる子供たちが心も体も健康で自己実現に迫ることをめざしている。この報告書Q&Aの活用を通して会員のニーズに応え、さらにはその先の子供たちの心や体の元気につながるできると確信する次第である。

令和5年3月

<目次>

はじめに

本報告書における「オンライン健康相談」の定義、目的と捉え方

「オンライン健康相談」で使用するツール

「オンライン健康相談」における倫理的配慮

「オンライン健康相談」における留意事項

「オンライン健康相談」Q&A(全28)

通知・お知らせ例

(職員会議提案例 保護者宛通知例

ほけんだより例 掲示物例)

参考文献

おわりに

<作成>

日本健康相談活動学会「オンライン健康相談Q&A」ワーキンググループ

委員長 芦川恵美

副委員長 青木真知子

副委員長 力丸真智子

委員 大沼久美子

委員 道上恵美子

委員 佐藤智明

委員 酢崎由芽

委員 三木とみ子



本書の特色

「オンライン健康相談」マニュアルQ&A一部抜粋

本報告書における「オンライン健康相談」の定義、目的と捉え方

「オンライン健康相談」の定義

「オンラインによる健康相談」とは、平成9年保健体育審議会答申で示された「健康相談活動(下記参照)をオンラインで行うこと」と定義する。

「オンライン健康相談」の目的

養護教諭の専門性を活かした「オンライン健康相談」の実施により、対面で相談できない子供を支援していく。

保健室

オンライン

健康相談活動とは「養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分生かし、児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭において、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う」活動である。
(平成9年保健体育審議会答申)

養護教諭の行う健康相談・健康相談活動
養護教諭の職務の特質
保健室の機能を生かす

「オンライン健康相談」における倫理的配慮

人権の尊重

- ▶ 子供、保護者の自由意志に基づくものであり、子供、保護者の同意なしに「オンライン健康相談」を実施しない。
- ▶ オンライン健康相談を実施する場合は、子供の意思や思いを尊重する。
- ▶ 子供、保護者は途中中断及び発言を撤回することができる。これによる不利益は生じない。

個人情報保護

- ▶ 「オンライン健康相談」で知り得た情報は、子供の健康課題解決の目的のみに使用し、記録・保管をする。決して外部に漏洩することはあってはならない。
- ▶ 「オンライン健康相談」における録音・録画・チャット画面のスクリーンショット機能は子供や保護者の同意のもと実施し、必要に応じて保存する。
- ▶ 「オンライン健康相談」での録音・録画・チャット画面のスクリーンショット等の保存データは保存期間を定め、保存期間後は速やかに削除する。

プライバシーの確保

- ▶ カメラ機能のあるツールを使用する場合、オン/オフについては子供や保護者の意向を確認する。
- ▶ カメラの設定、背景変更の方法等の機能は事前に知らせておく。
- ▶ 実施者は、プライバシーに配慮できる場所を用意する。

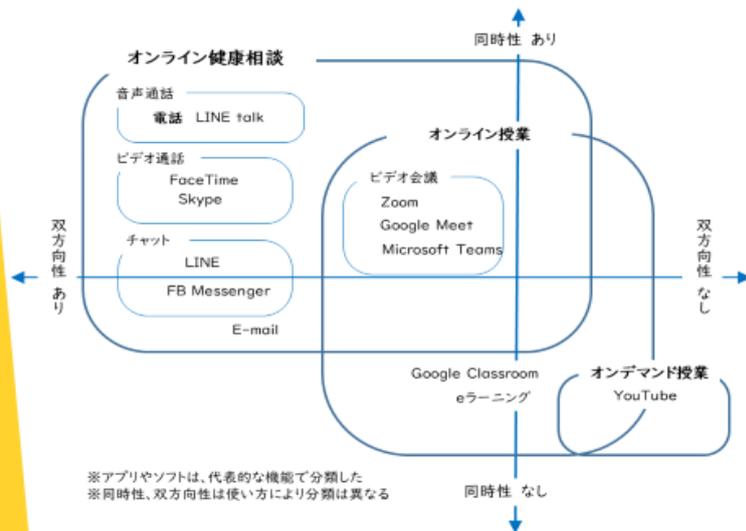
- Q1 「オンライン健康相談」と養護教諭の専門性は
- Q2 「オンライン健康相談」はいつ行なうか
- Q3 「オンライン健康相談」の対象は
- Q4 「オンライン健康相談」と「オンライン授業」の特徴は
- Q5 「オンライン健康相談」のハイブリッド型とは
- Q6 「オンライン健康相談」ではSNSは利用してよいか
- Q7 「オンライン健康相談」の方法はどのように
- Q8 保健室に必要な通信環境は
- Q9 家庭の通信環境(タブレット等の有無含む)への配慮は
- Q10 秘密が守れるような環境づくりや工夫とは
- Q11 「オンライン健康相談」はどのような場面が想定できるか
- Q12 「オンライン健康相談」と危機管理との関連は
- Q13 「オンライン健康相談」のプロセスは ①②③
- Q14 「オンライン健康相談」につなぐきっかけは
- Q15 タブレットを活用した「オンライン健康相談」
- Q16 保健室経営への位置づけ
- Q17 職員会議での提案はどのように
- Q18 「オンライン健康相談」の実施と保護者との連携は
- Q19 学校医、SC/SSW等との連携は
- Q20 指導と管理の一体化はオンラインでも必要か
- Q21 子供や保護者へのお知らせは
- Q22 オンラインで行なう健康観察は
- Q23 オンライン健康観察の「心の健康観察」はどのように
- Q24 オンラインでもヘルスアセスメントできるか
- Q25 「オンライン健康相談」のヘルスアセスメントシートの活用は
- Q26 「オンライン健康相談」のヘルスアセスメントシートは① ②
- Q27 「オンライン健康相談」の記録はどのように
- Q28 「オンライン健康相談」の評価

「オンライン健康相談」で使用するツール

「オンライン健康相談」とオンライン授業では使用する通信ツールは異なる。

- ▶ 「オンライン健康相談」では「同時双方向」かつ「1対1」での通信が必要となる。したがって、オンライン授業のような「1対多」や「一方向」「オンデマンド」による通信とは異なる。また、基本的に「同時双方向」だが、相談内容によってメール、LINE等を使用して、「同時性を必要としない」「あえて急な回答を求めずに時間を置く」使い方もある。相談相手や相談内容によって使い分けすることが大切である。
- ▶ 「オンライン健康相談」では、「即時」な対応が必要な場面や学校と心理的な距離がある子供にオンラインから対面につなげる「緩やかなアプローチ」となるツールとしても活用できる。
- ▶ 「オンライン健康相談」の導入には、管理職や他の教員の理解も必要である。オンライン授業との違いなども説明し、理解を得るように心がける。

「オンライン健康相談」とオンライン授業



Q&A

Q1 「オンライン健康相談」と養護教諭の専門性は

A. 養護教諭が行う健康相談の原理原則は変わらない。

- ▶ 養護教諭は「養護をつかさどる」教員であり、学校保健活動の中核を担っている。子供を取り巻く環境が目まぐるしく変化する現在、養護教諭の果たす役割は大きく、専門的な立場を生かしてコーディネートする力が一層求められている。
- ▶ 様々な状況や事情によって、登校できない子供の心身の健康の保持増進は課題である。課題解決の方法の一つとして、養護教諭が行う「オンライン健康相談」が挙げられる。養護教諭の行う健康相談は平成9年保健体育審議会答申で「養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因を念頭において、心身の観察、問題の背景の分析、解決のため支援、関係者との連携など心や体の両面への対応を行う活動」として養護教諭の新たな役割として示されている。オンライン健康相談においても、この原則に基づき、養護教諭の専門性を生かしていくことが重要である。

Q2 「オンライン健康相談」はいつ行なうか

A. 各校の実態に合わせて、対応できる日時を設定する。実施にあたっては、プライバシーに配慮した時間と場所の確保が必要である。

- ▶ 「オンライン健康相談」においては、対面の健康相談と同様、以下の3つの場面が想定される。
 - ① 基本的対応(気づく→見極める→関わる→連携)
 - ② 保健室登校や頻回来室者に継続して関わる継続的対応
 - ③ 緊急的に問題解決が要求される場合の危機管理的対応
- ▶ 「オンライン健康相談」では、対応可能な時間と場所を確保するなど、学校としての体制づくりが必要である。
- ▶ オンラインの場合は、画面に映らない見えないところに、他にも誰がいるのではないかと不安を感じる子供もいるため、プライバシーに配慮した場所や対応する時間の確保が必要である。
- ▶ メールの場合、事前に対応可能な時間を示しておく和良好的。提示した時間においては定期的にメールの着信状況を確認し、遅滞なく返信できる体制作りができるように。
- ▶ 電話の場合は、事前に対応可能な時間を示すとともに、相談終了時間を始めに提示するなど長時間にならないよう工夫する。
- ▶ 実施に当たっては、管理職や関係者に報告する。